九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

青羊村の農民起義

和田, 正広
九州大学文学部

https://doi.org/10.15017/24528

出版情報：九州大学東洋史論集. 7, pp.64-96, 1979-03-03. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

青羊村の農民起義

和田正廣

目次

はじめに
一　農民の団結と官憲不信
1　徹底抗戦
2　司令官牛鸞の戦功の欺瞞
3　夏言の招撫策と農民の不信
二　封建統治の矛盾の激化
1　治安機構設置の政治的背景
2　徭役徴収問題
おわりに

はじめに

集権官僚制を統治の手段とした中国封建社会における官僚の収奪は、それが超歴史的範疇に属するとはいえ、十五、六世紀以降の中国社会では、宦官の地方派遣によって、王朝国家の正額銭糧のみならず、生産関係にも介入した暴力的な富の収奪・搾取が、時に官僚機構をも破壊する形で加えられる、という史上に特異な現象がみられた。それらの現象は、当時代の生産力の増大、即ち商品生産の発展と銀経済の都市・農村への普及という事態と関連するものと想定される。(1) その結果、一部特権地主への異常な土地集積が現れ、農民層の分解による里甲農民の没落、及び官僚による税・役収奪の強化、不当な裁判、人災としての飢饉等々が、(2) 農民の流亡化を一層促進して、彼らを反権力闘争に決起せしめた。十五世紀後半の成化年間には、山区に集中した流民を母胎とした湖北・荊襄一帯に農民の大暴動が起り、(3) 十六世紀初頭の正徳年間には、夥しい流民を糾合して華北・華中を席捲した劉六・劉七の農民起義が勃発した。(4) 以後、王朝政府は、体制再編成の諸改革の必要に迫られたが、諸矛盾は、むしろ激化する方向にあった。ここにとりあげた十六世紀前半の青羊村の小さな農民起義（巨盗とも称された）も、農民の流亡化に関連して、官僚政治（吏治）が農民の生命と生活の再生産を保証しえなくなった矛盾の所産として検討に値する。

土着農民、流民、叛徒などから構成されたこの叛乱は、嘉靖

六（一五二七）年十月、北直隷・河南省境の山西省東南部に位置する、海抜千余メートルの太行山脈南部の峻険な山岳に囲まれた、通称青羊村又は青羊山とよばれる寒村一帯で発生した。現在でこそ、長治（チャンシー）を中心とした良質の石炭の豊庫として著名なこの一帯も、当時はまだ穴居生活が多く、冬小麦・あわ区に属する生産力の至って低い地方であった。[5] 明の中期以来、ここも流民の入植地帯に属していたが、乱の発生当時、彼らはすでに土着化して里甲農民として県官の管理下におかれている者もいた。乱の指導者陳卿は、はじめ王府の胥吏であったが、徭役徴収を拒否して解雇され、県官の追求にあうや一家をあげて山中に逃亡して数千人の農民の組織化をはかり、たび重なる官側の説得・懐柔工作を拒否したのち、前後数万の官軍と果敢に戦闘して一年後の翌七年十月に敗北した。

そこで、小稿では、明朝封建統治の矛盾が激化する政治過程の一側面としての官僚政治のあり方、特に叛乱に対する官僚・農民双相の対応の仕方と、乱の発生原因の両面より、陳卿ら三十余名に指導された起義の性格について、若干の検討を行いたい。

一　農民の団結と官憲不信

1　徹底抗戦

〈第一次征討〉　叛乱の発生を告げる史料は、『明実録』世宗・嘉靖六年十月戊辰の条に、

> 山西潞城青羊白坡賊陳卿等為乱。巡撫都御史常道言。賊拠険攻之恐難卒抜。請先撫之、不服然後加兵。上用道計、令山西河南巡撫都御史、各会兵待勦。

とみえるのが初見である。実録は、このとき、潞城県青羊里の白坡村の陳卿らが叛乱に決起したことを記す。山西巡撫常道は、これに対して、討伐を前提としながらも、賊が険山に拠るため容易には鎮圧できないとの判断から、ひとまず賊を招撫したのち、賊が説得に応じない場合は、討伐を開始すべきだ、との見解を上呈していた。嘉靖帝は、常道の意見を採用すると同時に、山西・河南の各巡撫に布令して、麾下の兵をして討伐のための共同行動の準備をとらしめよ、と命じた。しかし、招撫工作は、潞州黎城県知県楊良臣によって、すでに嘉靖六年九月以前の時点より始められていた。しかし、楊良臣の工作の内容は、陳卿らに一種の保甲的組織の編成を勧告していたこと以外には明らかではない（後述）。同七年正月、巡撫常道は、天子に討賊のために三関の兵の出動を要請して許されたが、その際、天子は、有司が討賊に急がなかったとの理由（罪）で、分守・分巡等官、府州県官、衛所官の俸給を停止して討伐の業務に専念せしめた。[6] この背景には、有司の説得工作中に、本事件の解決策に熱意を示さず、ひたすら戦功をめあてに討伐に急いだ巡撫常道らの策略があった（後述）。

青羊村の農民起義

青羊村の農民起義

招撫工作の不調による第一次征討は、嘉靖七年二月に決行された。実録によれば、戦闘の結果、官軍は、陳卿らの率いる農民軍に粉砕された。沢州知州王朝雍と汾州知州郭鏜は捕虜となり、知県韓廷学は負傷し、指揮秦洲は戦死した。巡撫常道は、政府に敗戦を報告し、蒙古の侵略に備える三関副総兵趙廉を暫定的に青羊山の討賊に起用して、増兵による討伐の続行を主張した。これを審議した兵部は、趙廉を起用し、官軍の精鋭を選び、嚮導の鎗勇を召募して、巡撫と協力しながら討伐に当るべし、と主張した。同時に兵部は、以下の招撫策も提起した。即ち、脅し従わせられた農民は、自首すれば解散してよい。もし、陳卿らが招撫に服すならば、先ず捕虜となった文官を送還したのち、巡撫衙門に赴いて犯した罪の取扱いについて願い出てよろしい。但し、改悛しない場合は、直ちに征伐する、と。これらは、天子の裁可をえた(7)。なお、右の兵部の招撫策には、事件の発生原因に立返った解決策が何ら示されていない。

一方、巡撫常道麾下の一万七千余の官兵と対戦し、特に常道の派遣した指揮秦洲らを、陳卿らの司令部のある険塞・谷堆底村に撃破した農民軍は、その瞬間に「謀叛」の罪により、首謀者・随従者ともに斬刑に処せられる運命に陥った(8)。だが、戦勝後の農民軍の指導者陳卿・陳琦（卿の父）及び仲間の王英・王仲興らの党勢は、数千人にふくれ上った。官兵を蹴散らした彼らは、生活物資を調達するために、潞州内の壺関・黎城・潞城等の各県を掠奪した（類編）(9)。

夏言は、農民軍の掠奪の過程における「一家の無罪三人を屠戮すること一ならず」（功次疏）(10)との行動を指摘する一方で、農民軍が「官軍を敵殺すること、動もすれば数十を以ってすること已に再三に至る」（功次疏）とか、「昨山賊猖獗の時に当り、城中の宗室大家は、倶に壕を鑿ち自ら防ぐに倉皇として計なし」（府治・憲臣疏）と指摘している。右の指摘からは、農民軍が潞州各県を掠奪する過程で敵対した主要な対象が、官軍とか城内の宗室大家という支配階級に置かれていたことが窺われる。例えば、同じく農民軍の掠奪の対象であった河南彰徳府の、趙府輔国将軍祐椋は、潞城の賊衆討伐の軍粮として自己の俸禄を献上したいと申し出た結果、天子に褒賞され、以前に革去された禄米の原状支給をかちとった(11)（だが祐椋こそは、無罪の民を殺害する盗賊の頭目であった(12)）。

〈招撫派と弾圧派の対立〉　敗戦後、政府は、再征討に備えての戦列の強化と、弾圧をより有効ならしめるための招撫策（説得・懐柔の謀略工作）にも本腰を入れだした。弾圧策をみた場合、嘉靖七年二月二十日、左府都督同知魯綱は、新設の鎮守河間真定等処地方総兵官に起用され、京営禁軍の将・兵五百員名を率いて河間府に駐箚して、陳卿らの叛乱に対処することになった(13)。

招撫策をみた場合、同七年二月、沢州高平県の監生李克己は、

単身乗馬して陳卿らの本拠に出向いて説得に努力したいと願い出た。それをうけた兵部は、李監生を前線の巡撫の司令部に送り、参謀として仕事をさせること、もし計略を用いて賊首を生け捕りにし、余党を解散させることができた暁には、しかるべき職官を与え、当職に三級を加陞して給賞すべきことを条件に奏請して、裁可された。(14)『明実録』世宗・嘉靖七年三月壬午(11日)の条には、

山西黎城県知県王良臣身入潞州青羊山、説賊酋之賊首陳卿等悔罪、送還所虜州官、請得献擒余賊以身贖。于是、巡按御史穆相請遣官撫処、及嘉褒良臣。而都御史常道以為、廃法養患不可。請調青州鎗手、擢兵備副使牛鑾為僉都御史、遂往勦之。兵部以請。上兼用二策、令道等同心協議以安地方。仍勅山東副使牛鑾、選善戦鎗手操練聴調。改王良臣為太原府通判軍前聴用。

とあって、このとき、黎城県知県の楊良臣(15)(王良臣は誤り)も、入山して陳卿らの説得に当った。楊良臣は、陳卿らが自ら犯した謀叛の罪を悔い改めること、捕虜の州官を送還すること、部下を捕えて縛送して自身の反逆罪をつぐなうこと、の三点を説いた。皇帝も、楊良臣の説得工作を正式に認めたうえ、楊良臣を太原府通判(三関に番上する民壮の管理者、後述)に昇官せしめて、前線で巡撫の指揮を仰ぐことを許した。巡按御史穆相(16)も、楊良臣の説得工作を支持する一方、別に官員を巡遣して招撫に当らせることを奏請した。

だが、李克己・楊良臣の説得工作は、嘉靖二年正月に制定された弭盗の基本条例に即した農民軍の内部分裂を謀る離間策であって(17)、事件の本質に係わる解決策を提示したものでは決してなかった。しかも、彼らの工作は、少くとも公式には、農民軍が官軍を敵殺して謀叛罪を犯した後に開始された。当時、政府内外では、「そもそも国法に於いて礙(さしさわり)あり、頗る物情を駭かす(18)」という批判があった。にも拘らず、皇帝の裁可が得られたのは、二人の意欲もさることながら、基本的には、事件発生当初、或いはその後における巡撫常道や地方官の対処の過失(楊良臣もその一人とみなされた)を帝自身が認めていたからであろう。

巡按穆相の招撫策に対して、巡撫常道は、招撫工作は律令の権威失墜につながると反対し、山東青州府の矼賊出身の鎗手(槍を使う兵士、鎗勇)を調用して、山東副使牛鑾を僉都御史(巡撫)に昇官せしめたのち、その指揮下に編入すべしと奏請した。ここに、撫・按の主張は完全に対立した。世宗は、双方の献策を同時に採用して、相互に協力せよと強調したのち、副使牛鑾をして山東の鎗手を選抜して、その操練指揮下におかしめた。

嘉靖七年五月、兵科右給事中孫応奎は、陳卿らが官憲のたび重なる解散を旨とした説得に応じないため、その間に山西・河

青羊村の農民起義

南より召募されて待機していた民兵数千の兵餉が無駄に費されたとの理由から、兵部をして再度兵馬を徴発して有能な指揮官の下に配属させて鎮圧を急ぐべし、と要請した。世宗は、北直隷・河間府に駐留していた総兵官魯綱を、河南の衛輝・彰徳各府地方に移駐させて、山西巡撫都御史との共同行動の体制をとらしめた。(19)

さらに、同年六月には、農民軍の内情を踏まえた征討の具体的戦略が献策された。実録によれば、穆相の後任巡按御史蔣暘(20)は、陳卿らが監生や通判の説得後も解散せず、通判の上官である布政司・按察司の分守・分巡道官（捕盗の管理者、後述）が入山することを条件に講和したいと要求（「欲坐邀守巡入山講和」）したのに対して、誠意ある回答ができなかった。蔣暘は、憤って、農民軍の内情と武力による招撫の戦術を、以下のように提起した。叛乱軍は八百余人である。婦人と子供・老人を除いた壮丁の戦士は、四、五百人に過ぎない。塩潰けのきざみ肉（塩醢）・衣類・器具・職人など、一切の生活手段は、外部より購入しなければならない。さらに、朝も晩も官軍の討伐に備えねばならず、耕作も収穫も出来る状態ではないので、食糧の備蓄も十分ではない。今がチャンスである。まず、兵を派遣して青羊山に通ずるあらゆる道路を遮断する。しかるのち、河南・山西の官兵を動員して、東西より夾攻をかければ賊は胆をつぶすにちがいない。そこを狙って説得工作を展開して徒党を解散に追い込めば、陳卿一族を生け捕ることができよう、と。これは、全面的に皇帝の裁可を得た（六月十七日〈丁巳〉）(21)。

巡按蔣暘の戦術は、武力によって夾攻威嚇して農民軍の動揺を誘い、その団結を切り崩して叛乱の指導者を生け捕る、という武力の行使を前提とした招撫策であった。だが、農民軍は、意外に強固な団結の力で最後まで徹底抗戦しえた。ただ、蔣暘の提起した鎮圧を前提とした三省の官兵・指揮官の配置構成は、第二次征討の際にも機能した。なお、蔣暘の入手した農民軍の情報、つまり今や解放区と化した山中の要塞や団結の模様は、戦功の記録係として従軍中に捕虜となり、二十七日間の拘留のち、農民たちに見送られて太原府通判楊良臣の手で青羊山より連れ戻された（その時期は、三月十一日の楊良臣の入山直後か）沢州知州王朝雍の報告に基づいていた。(22)

同様な分断・討伐策は、同年八月に左都御史李承勛によっても提起されたが、(23)同年九月には、長びく青羊村の起義の動向は、全国の窮民の決起に波及・影響する恐れがあるとみなされて、中央政府内でも討伐派と招撫派が激しく対立した。実録によれば、討伐派は、内閣首席大学士楊一清と大学士張璁であり、彼らは巡撫常道（→牛鸞・陳大綱）の支持者であった。招撫派は、大学士桂萼であり、彼は巡按御史穆相（→楊良臣・李克己）の支持者であった。乱の発生が農民の窮状を無視した地方官の対処の仕方にあることを察知していた嘉靖帝は、はじめ巡撫常

道の第一次征討失敗後は、鎮圧をひかえて農民軍の動向を静観していた。従って、討伐派の武力行使の要請に対しても、帝は両派の主張に再考を促し、事件の直接の当事者である巡撫と州官を更迭したのち、地理にくわしい現地の郷兵を起用して農民軍の糧道を断つなど、戦術に工夫をこらすべきことを命じていた。

ところが、皇帝は、巡按御史穆相による招撫・解散の主張や、一年有余にわたる太原府通判楊良臣の説得工作等が奏功しない事態が、全国の起義を誘発して国権の失墜につながることを強調した討伐派の主張に説得されてしまった。かくして、山西巡撫（常道→王応鵬）と潞州知州（?—周昊）の更迭が決定され、京営の官軍を率いる総兵官魯綱に対しては、河間・保定両府の腕ききの官軍五百人を与えることが認められて、武力鎮圧の体制が整った(24)。

以後、討伐派の妨害工作の前に敗れ去った招撫派官僚に対しては、責任の追求が厳しくなった。その結果、現地で直接農民軍の説得に当っていた通判楊良臣は逃亡し、監生李克己は自殺に追い込まれる、という悲惨な結末が訪れた(25)。

〈第二次征討〉　戦闘開始前の農民軍と官軍の指揮官及びその配置構成の一部、並びに戦闘の情況は、実録(26)、類編、請査勘疏(27)などの記録にくわしい。まず、表1の農民軍の構成に注目したい。既述の嘉靖七年六月の時点で、農民軍の壮丁（民壮の対象者）は四、五百人（家族数を含む総数は八百余人）に過ぎなかったが、十月の今回では、その四、五倍の約二千人近くにも膨脹している。この事実は、青羊百余村の農民たちが、今や陳卿らによって組織化されていたことを示している。

次に、官軍の構成は、表2のようであった。二十九日間にわたる戦闘において、官軍は、河南巡撫潘塤の総指揮に従った。

表1　農民軍の配置構成の一部(26)

農民軍の統率者	山寨(村落)名	兵　力	敵対官軍名
陳相 陳良（倶に卿の弟）ら	洪梯・井脳・尖綻口	700〜800人	河南の官兵
陳　卿（賊首） 陳奉 陳訪（倶に卿の弟）ら	李　荘　口 （李荘泉・李荘）	1,000余人	山西の官兵
殷得海（副賊）	神河小寨	不　明	河南副使翟瓚の官兵
「仍遣其党乗間掠河南山西州県」			

青羊村の農民起義

表2　官軍の配置構成の一部 (26)

官軍統率者の官名・姓名		駐屯地	所属官軍名
都御史 僉事	常道 陳大綱	潞城県城	山西の兵
副使	牛鑾		山東の槍手
都御史 副使	潘埴 翟璜	彰徳府城	河南の兵
総兵官	魯綱	潞州城	北直隷の兵

勅を受けた潘埴は、原任山西巡撫常道にはかって、官兵を五哨（軍隊の編成単位）に分ち、現地人を嚮導として、表3の如く三路より農民軍の堅牢な山寨を奇襲・夾攻することに決定した。(28)

八名の領兵官（各官の領兵額は約五千(29)）に統率された約四万の官軍は、十月六日一斉に進撃を開始した。東部方面の副使翟璜らの指揮する河南軍は、魯班壑・穿底・穿脳・尖綻口より洪梯・陡崖に至る諸村落で農民軍と激戦を展開して、その五、六割を掃蕩した（請査勘疏）。次いで、翟璜軍は、莎草嶺から門樓・安陽等の山寨に農民軍を追いつめて、それらの村落を焼きはらった（実録・請査勘疏）。潞城より出発した西部方面の山東副使牛鑾軍は、五日より八日の間に、農民軍と李荘の東で四回戦って三回勝利した（類編）。この八日の正午、潞州城より重い腰を上げた総兵魯綱の兵馬が、陳卿の本拠・谷堆底の東にある智度寺に到着したが、戦闘の大勢はすでに決していた（請査勘疏）。八日夜、翟璜軍は、兵を分って谷堆底を襲撃した。激戦の末、防禦不可能と判断した陳卿は、九日に至り家族を含む衆兵を三分隊に分って、西山路口、青羊、石返頭等処より逃走を謀った。これに対して翟璜は、なおも陳卿軍を追撃して櫛荘山に撃破し、農民軍の多数を斬首又は捕虜としたのち、さらに神河小寨の農民軍を撃破した結果、副首領格の殷得海らは遂に降参した（実録・請査勘疏）。なお、九日に三路より逃走した農民軍の動向を察知した西部方面の牛鑾と、戦功の記録を担当した山西僉事楊朝鳳らは、麾下の指揮査瑤に命じて千戸劉岱や市民の曹浩らを督率して、陳卿の母・妻・子・弟・妹らの家族を捕獲せしめた（類編）。この時、脱逃した陳卿とその父・弟の中、陳卿は、山西僉事陳大綱（飛梯へたかいはしご▽・望樓へものみやぐら▽等の武器を使用(30)）の率いる北路軍に撃破され、十一日に万策尽き大綱の営に詣って降服した。父の陳琦も十二日に牛鑾の手で捕獲された（実録・請査勘疏）。

表3　官軍進攻図

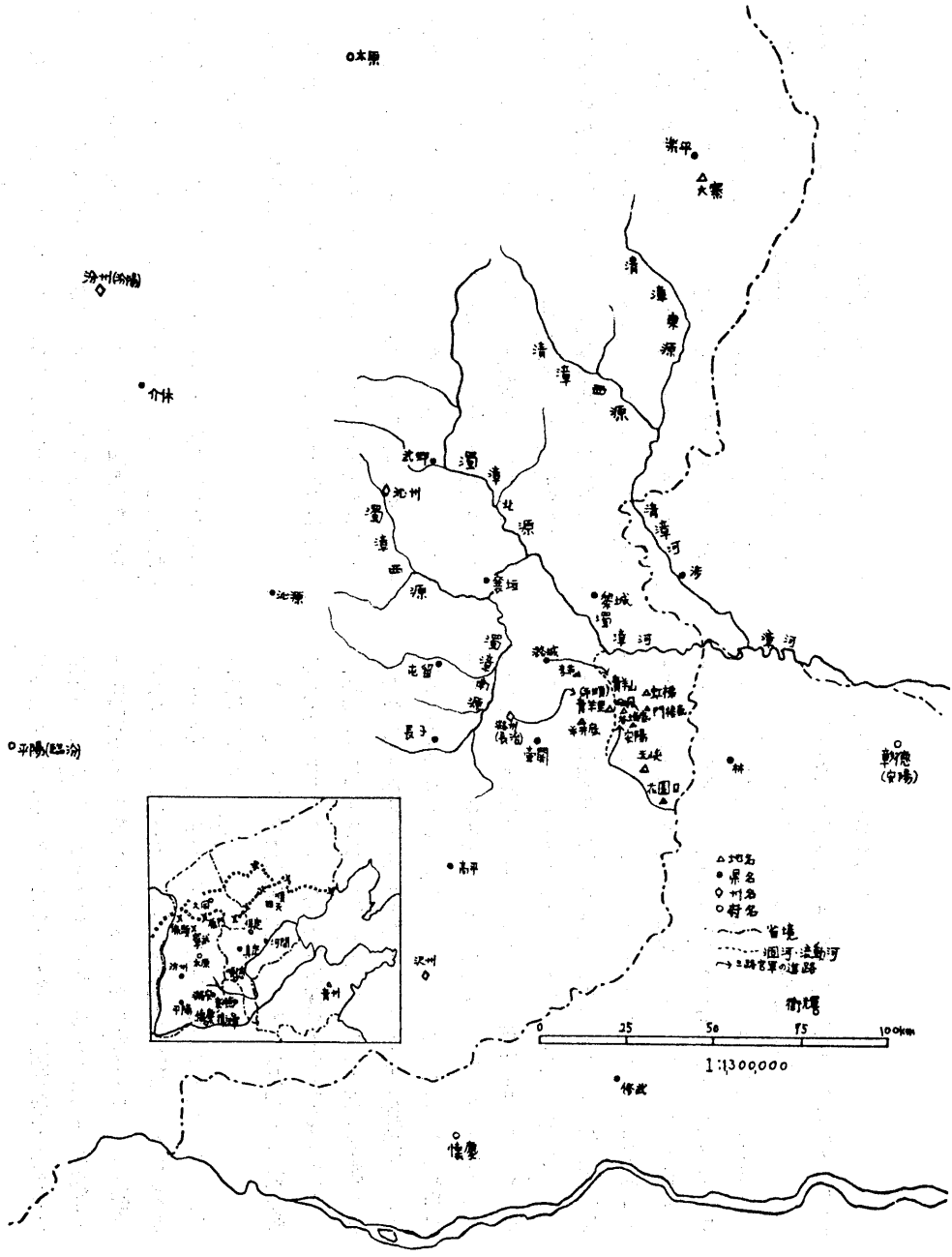

本原
潞平
大寨
汾州(汾陽)
介休
清漳東源
清漳西源
武郷
濁漳北源
沁州
濁漳西源
沁源
襄垣
黎城
濁漳河
清漳河
涉
濁漳南源
屯留
長子
潞城
安陽
玉峡
林
平陽(臨汾)
高平
沢州
修武
懐慶
地名
県名
州名
村名
省境
個河・流動河
二路官軍の進路
0
25
50
75
100km
1:1,300,000

青羊村の農民起義

以後も、官軍による徹底した農民軍の残党狩りがつづけられた（後述）。結局、河南巡撫潘埙、原任山西巡撫常道（解任後も現地で戦闘を支援した）、山東副使牛鸞、山西僉事陳大綱、都督同知魯綱らが十月十八日以来戦勝を上奏して、中央政府が反乱の平定を公表したのは、嘉靖七年閏十月四日のことであった（請査勘疏、実録）。

2　司令官牛鸞の戦功の欺瞞

嘉靖七年二月の第一次征討と同年十月の第二次征討における、文武官の功罪の査定、並びに陳卿ら三十余名の乱指導者に梟首（さらしくび）の刑を要請した《功次疏》は、同八年二月二十六日に上呈された。この上疏は、嘉靖七年閏十月三日、青羊山の乱の全貌を査察するために特命を受けた兵科都給事中夏言が、同年十一月六日より十二日の間に現地調査を終えたのち、同年末までの間に、潞州において山西巡撫劉大謨（王応鵬の後任）、同巡按王朝用（蔣暘の後任）、河南巡撫潘埙、同巡按胡效才を合同して得た結論を土台にして作成された。兵部の審議を経て皇帝の裁可が下りたのは、同八年三月二十八日であった[31]。第二次征討を中心とした四省方面軍従軍将官の詳細な功罪のリストを検討した場合、以下の点が特に注目された。総司令の河南巡撫潘埙（民政においては無能者[32]）を除いた八名の司令官（領兵官）、つまり、潞城県城より進発した北路軍の山東副使牛鸞、山西僉事陳大綱、山西都指揮霍錦、潞州城より進発した西路軍の総兵官魯綱、彰徳府城より進発した南路河南軍の河南副使翟瓚（貪官[33]）、河南右参政陶諧、河南僉事温湍、都指揮僉事徐溥の中で、牛鸞以外の七名の司令官の部下は、「平民婦女を妄殺したる首級あり」とか「婦女幼男を混殺したる首級あり」（功次疏）という如く、無罪の農民を虐殺していた（なお首級総数は数百ともいう[34]）。

そこで、夏言に招撫の戦功第一と評価された司令官牛鸞の戦功の実態が判明すれば、戦功の全体像は推察できるであろう。既述のように、牛鸞は、嘉靖七年三月、青州の砿賊を駆使しうるが故に、山西巡撫常道が僉都御史への昇官と叛乱鎮圧への起用とを天子に要請した人物である。しかし、司令官への起用は実現したが、僉都御史への昇官は実現しなかった。このためか、のち第一次征討の責任を問われた常道が解任させられるや、常道に対して、戦功をあせる軽率な人間である、と批判した[35]。

焦竑の『国朝献徴録』巻九五、山東、副使、《青州兵備副使牛公鸞伝》には、正徳三年の進士である牛鸞（北直隷・河間府・献県の人）が、劉六の乱の討伐にも「子弟兵」や「諸亡命」を駆使して活躍したこと、その後も辣腕を発揮して青羊村の起義を鎮圧した結果、士大夫の間に名声を博した、と見える[36]。今回の牛鸞の戦績について、《功次疏》には、

副使牛鸞、先期遇敵首挫賊鋒。勒営要衝、分兵深入、頗彰不殺之信。卒致収降之多。

とみえ、分兵深入した牛鸞は、人命を尊重して殺傷を避け、農民多数を捕虜にした、という。兵部の審査を経て、牛鸞は、招撫の功で優賞され、麾下の山東青州衛指揮査瑀は、査の部下が既述の陳卿一族を捕虜とした功で賞賚された（功次疏、実録）。

表4　兵部原案の賞賚規定（功次疏）

戦功の項目	賞銀	昇職	
斬擒 諸色人等、有能擒斬陳卿父子及有名賊首的（「掲示黄榜」）	三〇〇両	軍職※	昇三級世襲
		軍	実授百戸
		民	昇土巡簡職事
		※仍将逆産給賞	
招撫 有能一人為首倡率深入賊営、招撫余類五百名以上者		昇実授二級	
自能招撫三百名以上者			
二百名者		昇一級	
一百名以上者		昇署一級	
連不及数者	各賞銀三〇両	内、文職官員、倶照等則昇級	

※　『明実録』世宗・嘉靖7年2月甲寅の条で補正。

では、牛鸞は、果して信義に基づいて多数の農民を招撫したものであろうか。嘉靖七年二月、叛乱の長期化を危惧した政府（兵部）は、擒斬・招撫の戦功に対して、表4の如く、破格の優遇措置を講じていた。恐らく、それを狙った牛鸞をはじめと

した将官たちは、政府が勝利を宣言した嘉靖七年閏十月四日の時点で二千三百余人を招撫していたが、以後も農民軍の捜索に余念がなく、遂には二千余人も招撫した。特に牛鸞が農民軍の組織帳簿類まで発見したのは、その執念のほどを示している。だが、捕獲した農民多数を記した戦功帳簿には、無罪の女・子供まで含まれていた（後述）。

また、功次疏の守巡等官の証言によれば、戦闘が終了して北直隷・山西・山東の各官軍が潞州城に入城したとき、彼ら官兵は、おごりたかぶり勝手に功賞を要求しだした。中でも、最も態度が悪かったのは、副使牛鸞指揮下の砿賊出身の山東の槍手であって、この者たちは、巡撫王応鵬を脅迫して行賞の即時支給を迫った。各指揮官は、それらの官兵をなだめる方法がなかった[37]、という。つづいて、《功次疏》には、以下のように言う。

> 查得、山東官兵賞功録二千三百両、倶牛副使持去。河間官軍賞功銀四百両、倶魯都督持去。取獲批単、在巻不見給賞下落。所拠接受盤纏、入山銀両及手帕、花紬一節、事干行間。況係官庫銭糧、合無追究、以警貪縦。

牛鸞は、部下の槍兵が要求した山東の官兵賞功銀二千三百両を、そっくり着服していた。夏言が誓約書（批単）を調べたところ、それらの賞功銀は、給賞の項目に記載が漏れていた。とすれば、入城の際の山東鎗手の狂気の行動は、どうも仕組まれた芝居の感じが強い。しかも、牛鸞配下の槍兵たちが、農民という戦利品を記した帳簿をたてに、巡撫に行賞銀を支給させた頃、巡撫は委官をして四千四百余名の農民全てを釈放していた。さらに、夏言の調査によれば、牛鸞は、槍手を率いて通過した周辺諸府県より、路銀・入山銀や手帕（絹製のハンカチーフ）・花紬（模様入りの繻子〈しゅす〉）等々の名目（功次疏に詳しい）で官銀を収奪するなど、将官としての慎重な行動（行間）に欠ける貪欲不法な金儲け（発財）をしていた（総兵魯綱も同様）。氷山の一角ともいうべきこれらの事実によっても、牛鸞が信義に基づいて殺傷を避けたという指摘は、信用できない。要するに、牛鸞が招撫に精出したのは、戦功のためであったと考えられる。

3　夏言の招撫策と農民の不信

既述のように、山東副使牛鸞ら六人の文武官は、戦闘の決着がついた嘉靖七年十月十八日以後の十日間に、それまでに擒斬・捕獲した農民の数を戦功として報告していた。しかし、農民軍の捜索は、それ以後の閏十月までは続けられたらしい。夏言が青羊村一帯に入山した嘉靖七年十一月六日より以前の段階で、副使牛鸞をはじめとした山西・山東軍の将官（文官）に招撫された男婦三千余名と、河南軍の将官（文官）に招撫された男婦千四百余名との合計は、四千四百余名にも上っていた（県治疏）。とすれば、実録の戦勝報告にみえる「被脅良民省発寧家者二千

三百余人[38]」とは、嘉靖七年閏十月四日までに招撫された一部の農民であった可能性が強い。同疏には、このほか、夏言の手で嘉靖七年閏十月二十二日、河南彰徳府に監禁されていた叛乱の脅従者（平民）百九名が釈放され、同年十一月十四日以降、潞州城内に拘禁されていた叛乱の脅従者四十五名と、盗賊の巻き添えを喰って共犯者に仕立て上げられた親族や無罪の者四十余名とが釈放された、とみえる。従って、最終的に招撫された人数は、約四千六百七十五名余りであった。

問題は、農民に対する招撫のあり方と、釈放後の農民が官憲に如何に対応したかである。この点について、《撫諭疏》には、

照山西及各路領兵官員、招降擒獲脅従各項人口、即今俱不在官。已経都御史王応鵬委官盡行放入山中、安挿已畢。臣昨経山中之日、凡係平日脇従良民、及近日河南経臣放回者、老稚男婦俱各焚香跪謁、自幸生命宛転、哀号訴其窮苦。其少壮有力者、倶相争与臣負輿、褰衣哽咽感激。但其間、真正賊党前日拒命之人、仍旧潜匿不肯出見、心懐疑懼、反側不安。地方人心亦甚洶洶。…臣密加偵訪殊切憂虞。

とあって、巡撫王応鵬[39]は、その委官に命じて、夏言が嘉靖七年十一月六日に入山する以前に、四千四百余名もの招撫農民（招降・擒獲・脇従に分類された）を、既に山中に釈放せしめていた。多分、王応鵬（夏言は王の丁憂を同年十一月九日に花園口村で知らされた）は、既述の山東副使牛鑾指揮下の砿賊の脅迫に屈して行賞銀を支給した際に、彼らの戦利品（招撫農民）を、行賞銀と引き換えて山中に釈放したものであろう。夏言の調査によれば、牛鑾をはじめとした各将官の戦功帳簿（功次文冊）は、日付けや場所の記載もなく、ときには婦人・子供も一緒くたに「男婦若干名口と混開し」全く農民個別の姓名（花名）すらない杜撰なしろ物であった（撫諭疏）。この招撫のウソを批判[40]した夏言は、賞賚規定の再考を要請したが、すでに賞銀は支給済みであった。

次に、釈放された農民の官憲に対する反応は、二つに分けられる。農民の一部は、特命大使夏言の入山に際して、男女は老人子供に至るまで香木を焚き跪坐して出迎え、命の助かったことを有難がり、戦禍による言われなき現状の生活苦を哀訴したり、青壮年者は争って夏言の乗輿をかつぎ、感激のあまりむせび泣く者すらいた。ここには、情況の変化に対応した農民の現実的な一面が窺われる。他方、農民の中には、夏言の入山に顔を見せず、決して官憲を信用しようとはしなかった者（真正賊党）がいた。そして、彼らの反抗は、依然として危虞されていた。

そこで、嘉靖七年十一月十四日、一週間の入山査察を終えて潞州に入城した夏言は、特に後者の農民を確実に把握するために、山西参政李際可、同僉事楊朝鳳に委任して、潞州同知倪政、同判官曽復、長子県知県王密、黎城県知県王欽、汾州閻喜県知

青羊村の農民起義

県李朝綱、主簿谷景暘らを引率して重ねて入山せしめ、以下の対策をとらせた。即ち、《撫諭疏》に、

> 查賓各項居民、逐戸大小男婦、備細籍記。給以丁口小票、親執赴州領賑。被賊殺人劫財之家、経兵騒擾貧民、及収降脇虜人口、各立条格、銀数有差。出給暁諭賊党撫安良民告示、入山散給各村張掛賑済之後、另給欽有良民関防票帖、人執一張以杜後禍。連日次第挙行、人心翕然始定。

という如く、入山した現地の官僚たちは、各村落の農民を戸毎に家族の姓名を漏れなく籍帳に登録したのち、農民に救済保証券（丁口小票）を支給した。生産手段を奪われた農民（千人の壮丁を含む男婦数千）は、戦災の程度と招撫の区分に応じて銀両に差等を設定されて、戸毎に直接潞州に赴いて受領することになった。戦災の程度は、殺され、家屋・器具を焼かれ、糺あわ（米粟）・牛・羊を奪われた等の基準で分けられた。招撫の区分は、（一）過去に盗賊行為をしたことのない平民であって、官兵の招降に応じた者、（二）良民であるが、賊に脅し従わされて官兵に捕獲された者、（三）賊党そのもので、今だに山谷に潜んで官兵に捕獲されていない者、（四）賊党ではあるが、官兵に捕獲された後に山中に釈放された者、の四種に分類された（撫諭疏）。夏言は、中央政府に太倉庫銀二万両の支出を要請したが(41)、実際に支出されたのは、一万五千両であり、嘉靖八年正月二十八日の時点で、その中の四千両五銭が農民（「被賊残害貧民与脅虜人口」）に支給済みであった、という（県治疏）。

官僚たちは、この外に「暁諭賊党撫安良民告示」なる撫民戒告のはり札を各村に掲示せしめ、さらに以後の叛乱（後禍）を杜すために、「欽有良民関防票帖」なる書付けを各戸に配布した。これは、同疏の別条では「良民繇帖執照」とも記されている。繇帖とは、関防票帖のことであり、繇は、関門の守り（関防）としての徭役（民壮の役）を指すものと考えられる。招撫の結果に対する夏言の評価は、人心和合した、とあたかも全ての農民が招撫に服したかの如く大変調子がよい。果して夏言の評価の如く、農民の再生産を保証するこれら三種の書付けは、スムーズに農民に受容されたであろうか。この点に関して、『明実録』世宗・嘉靖八年三月丁未（12日）の条には、次のように言う。

> 青羊山賊陳卿既平。副使牛鸞捜獲賊中文書冊及賊名籍、以聞。上命原差都給事中夏言、校訊之。言覆奏。方卿猖獗時、近境小民、多被脅虜、籍記姓名、編為総小甲。非平日真盗可擬。且其脅従李錦等六十一名、已聴降順。而復出此籍、恐無以安反側之心。宜燬之、且明掲示、以釈群疑。兵部覆奏。報可。

ここには、撫諭疏の上呈より二箇月半後のこの時点でも、招撫に服した脅従の農民は李錦ら六十一名であったという驚くべ

き事実が暴露されている。とすれば、夏言の招撫は順調に進行しているなどという文言は、複雑な事態の推移に即したものとは言えず、皇帝向けに脚色されたニュアンスが極めて強い。また、県治疏に言う四千両五銭もの救済銀の使途も至って怪しいことになる。むしろ、撫諭疏に言う、夏言の査察中に決して顔を出そうとはせず、「心に疑懼を懐き、反側安んぜざる」情況下におかれていたのは、叛乱の中核農民だけでなく、脅従の農民においてもほぼ同様であった。というのは、農民軍が整然と組織されていたことの証拠物件というべき総小甲の編成を記した文書冊と、姓名を記した名籍とが山東副使生鸞の手で発見・上呈され、皇帝よりその検討を命じられた夏言の答申に、「復た此の籍を出だせば、恐らく以って反側の心を安んずることなし」という如く、依然として官僚の招撫工作に対する叛乱農民（その多くは、脅従させられた近境の小民であるという）の寝返りの危険性は除去されてはいなかったと考えられるからである。かくして、夏言は、組織帳簿類の焼却と同時に、農民の疑懼の念を解くには重ねて告示を掲示する以外に方法のないことをのべて天子の裁可を得た。右の事態の推移をみた場合、官僚に対する農民の耳目は、夏言が「礼儀を興し、以って聾瞽を化す」（県治疏）などとバカにするほど決して節穴ではなく、叛乱終息後といえども農民側のかっての固い結束は、官僚に対する不信の怨念となって生き続けていた。

青主村の農民起義

「総小甲」に編成することについては、『明実録』世宗・嘉靖七年閏十月壬申（4日）の条に、

初、卿聞官兵四集、乃逼脅近山居民、籍記姓名、編成甲伍、簡取驍鋭。

という如く、村民の中から勇猛な壮丁を選抜して甲伍、つまり一種の兵隊組織に編成する意味に解釈している。この組織は、《類編》に、「賊は官兵の三路より至るを聞き、益ます糾集して死拒を為す。時に嘉靖七年八月なり」とあるところによれば、第二次征討の二、三箇月前には急速に進展していたと推察される。問題は、甲伍が如何なる性格の兵隊組織であったかである。同じく《類編》には、

黎城県知県楊良臣、徃招撫編為保家、不聴。時山西巡撫都御使常道、請兵徃勦。

とあって、既述の第一次征討前の嘉靖六年九月以前の段階で青羊山に入山した黎城県知県楊良臣は、陳卿らに対して保家を編為すること、つまり十家を一保とするような一種の保甲の組織(42)の編成を勧告していた。陳卿らは、当時この勧告を拒否していたが、以後官軍の本格的な武力弾圧体制の整備を察知するに及んで、保甲的組織を参考にした自衛軍の編成に迫られたものと考えられる。

なお、「編為総小甲」「編成甲伍」なる組織が、現実に存在する里甲を基盤としたか、或は別個に里甲を構成する各村落を

単位にしたかの点は、明確ではない。ただ、夏言は、嘉靖七年閏十月の《請查勘疏》において、

> 將收降之人、仍令依山便業、居住編為甲伍、照旧納糧当差、庶幾易於安定。

という如く、招撫された農民は叛乱時の原住地において、甲伍に編為して税・役を徴収すべしとする一案を提起していた。ところが、「編為甲伍」の表現は、同八年正月に上呈された《県治疏》では「分里編甲造入版図」とある如く、里甲の編成として具体的に提起された。また後述するように、青羊村一帯の里甲は、連村つまり自然村落を連ねる形で編成されていた。とすれば、陳卿らが総小甲もしくは里伍に編成した組織は、里甲を基盤としていた可能性も考えられる。

要するに、農民軍は、本来自治的機能というよりは、むしろ官治補助機構としての性格をもっていた、里内の治安維持に当る職役とされる正役（太原府壺関には存在した）である総甲・小甲等[43]に擬制した「総小甲」なる組織を、皮肉にも官賊の侵略から村落を自衛するために、いわば自警的な防衛組織[44]として機能せしめていたことが判明する。そこで、次に検討すべき問題は、乱中・乱後の戦闘・招撫の過程において、脅従の農民たちをも終始結束せしめた官憲不信の怨念が、明朝封建統治の如何なる矛盾に根源していたかである。

二　封建統治の矛盾の激化

1　治安機構設置の政治的背景

〈里甲再編策〉　叛乱発生の由来、招撫・捕盗の情況、戦闘における功罪の査定等を調査せよ、との世宗の勅命を奉じた兵科都給事中夏言は、山西の参政邵錫、僉事賈啓、都指揮王朴、分守参政李際可、屯田僉事李朝鳳、原領兵都指揮霍錦を伴って、嘉靖七年十一月九日に壺関県の花園口村、十日に潞城県の王陵崖村、十一日に谷堆底村、十二日に農民軍の最後に潰滅した青羊村（狭義、青羊里）と視察し、十三日に山を出て潞城県城に、十四日に潞州城に到着した。夏言の四泊五日の現地調査の諸報告（一連の上疏は、ほぼ全面的に裁可された）の中、《県治疏》には、

> 臣看得。青羊村、…東西相距一百里。南北延袤一百余里。居民一百余村。（中略、表5参照）諸村皆僻在万山之中。…查得。（中略、表6参照）三県共三十一里。俱各相応分割填補、以立新県。

とあって、新県の里甲は、青羊村（広義、青羊山一帯地方ともいう）百余村（表5では五十七村のみ記載）の約数千の起義農民を中核に、表6の彼らを含む潞城県の十六里、壺関県の十里、黎城県の五里の計三十一里で構成されることになった。この措置は、彼ら起義農民を再び税・役収取のための封建的政治支配の体制内に組み入れ、兼ねて治安的機能をも負担せしめること

表5　青羊村（100余村）の村落構成

□ 村落名が里甲と一致する村
—— 盗賊の巣とよばれる村
〰 戦場となった村

	自然村落の名称（計57村のみ記載）
東路の村（15村）	山南荘・張井・葛家山谷・臘江水・相水・都臭水・交梯頭・拐裏梯・後江底・海会寺・槐樹坪・白蘭巌・蘆芽亦水・棒家窖・饅頭纓
南路の村（9村）	石坂頭・屹台・池底・東峪溝・串底寨・陸泉溝・申家坪・王荘・車箱
中路の村（16村）	崇巌・鑰匙水・東郊裏・欒荘・谷堆底・塌峪裏・智度寺・軍寨・門樓・安陽・虎窯・鞍子嘴・西湾・西窯・黒虎裏・羊囲子
西路の村（8村）	大坂頭・羊井・白黄・馮善・黄沱・長井・石橋・壷神頭
北路の村（9村）	上五井・中五井・留村・李荘・上黄・下黄・南留・西留・神頭嶺

表6　平順県の里の構成

□ 村落名と同じ里甲

新県の里甲編成	割譲された里（計31）の名称	方位
壷関県（原額編民97里）	新興三里四里・安化二里・安善一里二里三里・遷善一里二里・代寧一里二里（共10里）	青羊村の南
潞城県（原額編民97里）	青羊里・王荘里・張井里・上五里・葭蘆里・新安里・東谷里・東五馬里・広裏里・東禅南里・東禅北里・東禅東里・三池南里・三池北里・侯壁里・留村里　（共16里）	青羊村の東北
黎城県（原額編民45里）	豆口里・石城里・単車里・王曲里・石灰里　（共5里）	青羊村の東

※ 康熙『平順県志』巻二、封域志、郷村によれば、各里は、自然村落を連ねる形で構成されていた。(45)

を意図したものであった。里甲を管理する知県は、付近の州県官の中から、民心や政治情況の把握に熟練した者を起用すべしとされた（県治疏）。それらの前提としての県衙門（その他、公館・舗舎・城池・壇廟・街道）(46)は、建設が嘉靖八年九月に始まり、同十二年二月に完成した。新県は、夏言によって、山と川にとり囲まれた沃土をもち、村落人口（平均約四十戸前後か）の至って多い点が注目された青羊里に開設された（撫諭疏）。世宗は、嘉靖八年二月二十八日、新県を平順県、新府（後述）を潞安府と命名した。(47)

青羊村の農民起義

〈流民・流賊対策〉『類編』には、

四方流移者、徃往入籍、地利為生、安為巣穴。且山谷窵遠、官府法令有不及、漸致強獷生心。徃往出山潜行、刼掠修武林渉等県地方。嘉靖初年、警息日熾。

とあって、青羊村の農民の中には、本来は流民で入籍土着化した者が含まれていた。彼らは、再生産を営んでいたが、辺境の地に地方官の法令が及ばなくなると、特に嘉靖初年には、その中の凶暴な農民による、河南の修武・林・渉等の県に対する掠奪行為が目立って多くなってきた（地方官は、弘治末年以来、

青羊村の農民起義

捕盗を放置していた(48)。なお、青羊村の農民は、天災の年には橡栗（しょうりつ。どんぐりの一種）の実で飢を癒すことができ、牛や羊の放牧で唯一の現金収入を得ることもできたが、村一帯が黄土に覆われた河谷で、平坦な畑や低湿の広地がないため、開墾に苦しむ大変貧しい農民であった（県治疏）。そのような生産性の低い貧しさも、力役の過重と相俟って彼ら一部の農民を掠奪行為に追いやった一因と考えられる。また、入山した中には、流民ばかりではなく、「四外流来の賊、往往入山し託して窠巣と為す」（県治疏）という如く、流賊が存在した。とすれば、起義の主要な構成者として、土着農民と流民・流賊の存在が考えられる。

三箇所の巡検司（蟠渓峯・玉斗崖・白雲谷）太行山の尾根伝いの二座の関防（玉峡関・虹梯関）、拡張された八条の道路は、叛乱の予備軍たる流民・流賊の出入を封殺するために設置された。例えば、智度寺村に設置された蟠渓峯巡検司は、「賊巣の心腹」（県治疏）である叛乱の震源地を取り締るために設置された。青羊里から智度寺に至るには、里の東南約五里（一里は約0.5キロ）にあって、鬱林の中を蛇行する断崖絶壁の桟道にたよる崇巌村の難所を通過しなければならなかった。智度寺は、崇巌村の東南六十里にあった。その南は、「盗賊多く此れに居る」（県治疏）と称された羊圏子・鎮横帯・西湾・虎窪等の村落と接していた。その西には、小山一つを隔てて陳卿一族の居住する谷堆底村があり、ここは、背後に山をひかえて河谷を眺望できる僻遠の地であった。

以後、流民・流賊は勿論のこと、托鉢・行脚の僧・道といえども、通行証書（文引）のない者は、入山できないことになった（県治疏）。

＜法令徹底策＞

陳卿らが招撫・捕盗の対象となった事件発生当初、州の佐弐官や県の正佐官は、その失政を問われた（後述）。地方官が形勢を観望して捕盗に無責任な風潮は、嘉靖初年には処罰条例が出されるほどに顕在化していた(49)。地方官の法令が下部に徹底しないのは、法令の権威の低下にも起因していたが、特に潞州におけるその低下の背景には、城内（長治県城）に雑居する宗室・軍衛による、税糧・裁判・衛兵にまつわる政治的暴力の存在があった。矛盾は、それらの中の姦豪・権勢の者の不法行為に対して、府と同格(50)とはいえ、従五品の卑官である直隷州知州の権力では禁圧できない現実の力関係にあった（府治・憲臣疏）。

城内藩王府の宗室人口（郡王～将軍の数）は、十五世紀後半の弘治初年の四十五人、嘉靖八（一五二九）年頃の百七十一人、同末年より十六世紀後半の隆慶年間の約四百五十人、万暦四十（一六一二）年頃の約九百人と倍増を続けていた(51)。嘉靖七年十二月の山西の王府禄糧（税糧原額二二八万余石の約三分の一強）(52)と、官吏・軍士の俸糧との総額は、百万石を下らなかったが、その支給は渋滞していた(53)。宗族人口並びに歳禄の急増による禄米支給の遅延が、正徳期以降に促進されたにも拘らず、

宗室や武官の邸宅・車馬・服食は、山西商人の本拠[54]である州城内の消費流通経済の発展に刺激されて、華靡となった。しかし、宗室の奢侈生活とは、親王クラスのそれに限られていたらしい。一般の諸王や将軍・中尉は、爵禄の永遠襲封や聚妾の無制限などの制度的矛盾[55]も加わって、税糧は増えないのに歳禄だけは急増した結果、本色・折色で禄糧の全額が支給されるのには、十余年をも要した。この反映として、以前は儀仗を従えた諸王や輿盖に乗った将軍・中尉も、びっこの驢馬（さらには徒歩）で外出する者が多くなり、城内で出遇っても殆ど庶民と区別がつかない程に困窮していた。しかも宗室は、規範どおりに冠婚葬祭の厳格な挙行を強いられたため、それらの資材調達の実務を執る胥吏の奸策によって、彼らより高利で借金せざるを得ない債務者の立場に追い込まれ、貴族としての体面も日ごとに失墜していた[56]。

そのため、嘉靖初年の山西では、宗室が禁令を犯し集団で上京して禄米の支給を直訴したり[57]、同七年頃の凶作とも重なって、官庫の塩鈔銀を盗み出す事件さえ発生した[58]。宗室（特に将軍クラス）が飲んだくれて暴行・殺人や賭博に走るのは日常茶飯事であったが[59]、その暴力は府官にも及んでいた[60]。例えば、潞州の輔国将軍たちは、王府の宦官の不法をかばうために、知州・同知や僉事等官を誣奏した[61]。

奢侈の風潮は、前述の城内の武官にも浸透していた。特に嘉靖八年頃の潞州衛は、半ば崩壊していた。原額旗軍五千七百九十四名の約五十七%は、逃亡・死亡して存在せず、残りの三関に輪班操備すべき兵の約半数の者は、常に番上を拒んでいた。原額騎操馬千二百九十八疋も、見存するのは僅かに八疋だけという有様であった。指揮十六員、鎮撫・千百戸七十員の武官も、おおむね卑賤の無能者であり、その大半は情実・賄賂等の手段か捐納で武職を取得した者で占められていた（府治・憲臣疏）。衛の武官が宗室に劣らず地方官の手におえない存在であった点は、《府治・憲臣疏》に、

沢潞等州、皆宗室封藩之地。恪守祖訓而深居不出者固有。好生事端而凌轢有司者甚多。加以軍衛雑処、頡頏難制。小則媒孽州官之短。大則挫抑州官之威。政令不行、率多坐此。若知府勢位尊厳、人心畏憚。較之州官不侔甚遠。宜即改州為府。

とみえる。宗室・武官は、州官の考課という最大の弱点に悪しざまに介入したり、州官の権力を挫くという政治的暴力行為に走っていた。これらの事実を政令の徹底しない最大の原因とみた夏言は、知州に超越する勢威をもつ正四品の尊官である知府の権力に期待して、即坐に潞州の府昇格を要請したのであった。これは、州城内の儒学生員（諸生）孫濡・江相ら、致仕官（林下郷宦）李玹ら、宣化等坊都の里老郭琦らの連名の要請とも合致するものであった（府治・憲臣疏）。

〈民壮管理策〉　夏言が既述の州県官の調査結果をしらべた

ところ、第二次征討で華北四省の兵約四万を動員して「十万の糧餉」（功次疏）を費した青羊山の乱の発生原因は、地方官の職務管理のあり方とも関わっていた。山西省の府官職司のうち、特に清軍・巡捕・管糧・治農・水利・屯田・牧馬等を分掌する省都太原府の同知（正五品）・通判（正六品）[63]等は、民政に精一杯で軍務にまで手が廻りかねていた。特に通判は、既述の知県より昇官して農民軍の説得に当った楊良臣の如く、或は後述する民壮の管理者であったように、山西では清軍・巡捕を専掌する者もみられた。一方、現場で盗賊狩りに従事する通判以下州官の上級の軍務・捕盗の管理者は、守巡官つまり布政司参政や按察司副使・僉事等の兵備道官であった（農民軍が官側の講和の使者として守巡の入山を求めた点は前述した）。しかし、守巡官も、管轄範囲が広いために、管理の職責を果してはいなかった（府治・憲臣疏）。

夏言が《府治・憲臣疏》で提起したそれへの対策は、以下のようであった。

> 又議得。青羊山賊、負恃険固招集強梁、為患不止一年、動兵連及三省。挽輸所繇、蓋以守巡官更代靡常、撫捕無策、以致釀成今日之禍。尚可晏然而莫之処乎。合無従長議処、添設兵備憲臣、推選素有風力才識、威足以懾人、智足以応変者一員、常川在此駐劄、整飾武備、兼管分巡。仍将沢潞等五州并属県民壮、奏請操回本道、聴其分班団操練習。如此則風紀大振、良善免漁猟之虞。……等因。

要するに、叛乱は、制度的には守巡官の交替が頻繁なために、盗賊に対して招撫・弾圧の有効な対策がとれなかった点にも起因していた。そこで、夏言は、当地方に兵備憲臣（冀南兵巡道として実現）[64]を専設して巡察せしめる一方、三関に番上していた沢・潞・沁・遼・汾五州の民壮を本道に帰還させて分班・操練せしめよ、と要請した。潞州等五州の辺操民壮の内地帰還が要請されたのは、「良善（里甲農民）が漁猟の虞れを免れ」ていないこと、つまり力役としての辺操民壮が番上の過程で官僚の収奪に耐えかねていたためであり、これこそは、当地方の最大の矛盾として、叛乱の直接的原因をなすものであった。

2　徭役徴収問題

既述のように、嘉靖初年、かっての流民で当時は入籍土着化していた農民の一部の者による、河南懐慶府修武県や彰徳府林県・渉県等に対する掠奪行為は、特に頻発していた。その背景には、徭役徴収の矛盾の激化が想定されるのであるが、最初に、陳卿らがそれらの農民をも糾合して嘉靖六年十月に起義の旗上げをするまでの乱の形成過程から検討しょう。

《功次疏》には、

> 知県蹇賓、潞州判官項鏞、吏目董光祖、県丞何応漢、典史何智翥、儒林祁士翰、倉官賈文、俱失於撫捕。但、在任犯罪、去任事発、依律免究。

とあって、青羊村の農民は、州の判官（従七品）、州内各県の知県（正七品）・県丞や、吏目・典史・儒林・倉官等の属官たちの招撫・弾圧工作と対決していた。但し、地方官の工作は、罪に問われるほどに徹底してはいなかったが、それはまた、前述したように当時の一般的風潮でもあった。では、その時期は何時頃か。知県蹇達については、万暦『潞安府志』巻四、建置、郡県、潞城県、国朝知県の条に、「弘治時。……蹇達。平涼人。挙人」とみえる。即ち、乱の萌芽形態は、少くとも十五世紀末の弘治年間（末年）にまで遡及しうるのであるが、実際この頃には、山西の徭役問題は重大化していた（後述）。判官項鑵と吏目董光祖の在任時期は不明であるが、屯留県県丞（正八品）何応漢の在任は、嘉靖期である。[65] その在任の具体的時期は、次のように推測しうる。《功治疏》に、

再照。汾州知州郭鏜、潞州同知倪政、吏目張雲鵬夏瀛洲、県丞何応漢、主簿謝景安朱璽、典史張鏜、係地方官、不能及時勦捕。

とあって、農民の弾圧に従事したこれらの知州・同知・吏目・県丞（何応漢）・主簿・典史の中、郭鏜が知州に就任したのは、嘉靖二年であった。[66] つまり、農民への弾圧は、少くとも嘉靖二年以後には開始されていたのであり、前疏の県丞何応漢以下の属官も、それらの工作に従事していた。

弾圧にさらされたこれらの農民を組織して官憲に対決させた

青羊村の農民起義

指導者が、土豪陳卿[67]であった。陳卿が土豪とよばれたのは、戦後の夏言の報告に、「首悪陳卿の家と経兵殺絶の人戸との遺す所の土地は、恐らく亦た多からず」（県治疏）とは言うものの、青羊里は沃土におおわれて村落人口が多かったことより、その所有する田地が、他の里甲農民のそれに優越していたことにも因ることは確かであろう。康熙『平順県志』巻二、封域志、邑名に、

県基址、原係青羊里。旧属潞城。嘉靖三年、里人覇吏陳卿為悪。潞城宰縄捕。卿殴公。役革。不能制。卿益肆悪。招亡納叛、聚衆為寇。

と言う如く、陳卿は、潞城県青羊里の人で覇吏とも称される。実は陳卿は、藩府（州城内の瀋王府？）[68]長史司（王府の政令を掌り、王の輔導官として中央との連絡等を掌る）[69]の胥吏でもあった。[70] 嘉靖三（一五二四）年、「悪を為し」た覇吏陳卿は、逮捕にやってきた潞城県知県（姓名不明）を殴って胥吏の職務をクビになり、叛乱に起ち上った、という。

では、胥吏をクビになった陳卿が、西方に青羊里を見おろす青羊山（羊の形に似た青翠の柏樹数千株や松の繁茂する太行山中の険山。[71] 山中の陳卿の本拠は谷堆底村）に一家をあげて逃げ込んだのは何時か。既述の《青州兵備副使牛鸞伝》には、「山西馬五寨の賊首陳卿なる者、山に拠りて乱を為す。数年靖んぜず」とみえる。また、山西巡撫常道の前任者江潮（在任、嘉

靖四年三月～六年四月）の時から、青羊山の陳卿に対する討伐は開始されていた。[72] 実際、陳卿は、第二次征討前に「両次、官軍に敵兵」（功次疏）していた。とすれば、陳卿が青羊山に脱逃したのは、知県を殴って胥吏をクビとなった嘉靖三年頃と考えられる。

覇吏陳卿とは、陳琦の息子（五人は確認される）の総領として、彼が青羊里に保持する社会経済的地位とは別に、王府の胥吏の中でも支配的立場にある勢力ある存在としての彼の権力的側面を想定させる言葉である。《功次疏》には、

再照。…前項山賊醞釀已非一日。節年地方官員、（不急勦捕？）□□□□亦非一人。但陳卿原日非盜。祇因已（聽撫？）□□□（江昌齢？）柯琳、誅坐死罪、頗失其情。然自脱逃以来、遂無□□。此為激迫之始。至於近年蹤跡愈著。自両次敵兵官軍之後、声勢大張。

とあって、陳卿が嘉靖三年に知県を殴って青羊山に脱逃する以前の、とある政治的事件にまつわる記述がみえる。琳なる人物が死罪を求刑されたことに対して、陳卿は非常に感情を害していた。実録の嘉靖二年正月の条[73]にみえるこの求刑は、都察院（都御史は金献民）の要請したものであった。事件は、正徳年間（一五〇六―二一）にまで遡る。柯琳なる人物は、冠帯ばかりを許された軍匠（輪班或は住坐によって北京に居住或は滞在した軍籍の匠丁）であったが、このとき、情実・賄賂等の不正手段で南京錦衣衛指揮使の武職を取得していた。柯琳は、太原衛指揮僉事の江昌齢らと組んで不法な金儲けをたくらみ、武宗皇帝の命令であると詐称して、山西の諸府県で暴力的な収奪（科索）を行い、贓物の総額は、銀に換算して数十万両にも上っていた。さらに柯琳は、豹房の管理で武宗の恩寵を独占し、国家の軍権やスパイ機構を掌握して権勢を極めた一介の武官・江彬（宣府の人。蔚州衛指揮僉事→都督→平虜伯）に取り入り、正徳十三年[74]に武宗の偏頭関への巡幸を実現した際にも、山西布政使胡玥と副使秦璋の罪状なるものをデッチあげ、文書で直訴していた。江彬の処刑後、柯琳・江昌齢らは逃亡したが、陝西道監察御史張鉞[75]に逮捕され、都察院の右の裁きを受けたのであった。つまり、嘉靖初年の山西に残存した武宗の「皇害」の下手人に対する断罪に、陳卿が強い不満を抱いていたことは、陳卿と彼ら武官との深い利害関係を示唆している。即ち、覇吏陳卿とは、権力を傘に着て覇を唱える、当地の人民に敵対する存在として想定しうる。

では、嘉靖三年に覇吏陳卿が「悪を為」して胥吏をクビとなった際の悪の内容は何か。『明実録』世宗・嘉靖七年九月丙戌の条には、

上報曰。…陳卿父子結為賊之時、本因有司以彼富強之徒不供差役、以跟尋過犯、迫逼而成。当時緩緩治之、豈能若是。賊之罪在必可殺。而此等官員与賊無異。就如楊良臣。

という如く、叛賊陳卿らに対する皇帝の論評がみえる。陳卿ら

が有司の追捕を受ける羽目に陥ったのは、陳卿父子をはじめとした当地の有力農民（富強之徒）が差役を拒否したことに発端している。つまり、「悪を為す」とは、陳卿らが徭役の徴収を拒んだことを指している。また皇帝は、事件発生の当初、黎城県知県楊良臣（贓罪の前科があった。註18）らの有司が、陳卿らの徭役拒否の理由を究明することなく、犯人の逮捕だけに急いだ非をも責めている。

そのような有司の姿勢は、地方政治の最高責任者である巡撫江潮や常道の基本的な姿勢の反映でもあった。例えば、就任以来数箇月間の常道（在任、嘉靖六年四月～同七年九月(76)）の盗賊対策は、嘉靖七年閏十月某日題本の夏言《請查勘疏》に

臣等窃照。青羊山之賊、本皆陛下之赤子。生長山谷、賦性冥頑、所拠負罪朝廷。原非無故作乱。祇縁都御史常道不能審辨於初、而率易請兵激成負固之謀。…殊不知山中居民衆多、倶隷県官里甲。…参照。前都御史今閒住常道、始則軽謀妄動、輒興兵端。既而好事徼功、駆民為盗、以致賊党勾連、遂難解散。

という如く、事件発生の原因究明を怠り、ひたすら戦功を地位上昇のチャンスとみた弾圧策であった。既述のように、嘉靖三年の陳卿の入山以来、官憲は招撫・弾圧の両策を併用してきたが、常道の登場による一方的な弾圧策の強行は、逆に陳卿らに指導された里甲農民を一層団結せしめて反権力闘争に追いやった。天険の要塞である青羊山一帯を解放区とした陳卿らのこの正義の旗上げが、前述の実録では、嘉靖六年十月二十四日の条に、農民叛乱の発生として記録されたのであった。

以上によれば、事件発生の直接的契機は、知県の徭役徴収に対する陳卿ら富強農民の拒否闘争にあった。問題は、在地の小農民が本来敵対すべき土豪・覇吏としての陳卿らに組織化されて、既述の如く最後まで徹底抗戦せざるを得なかった必然性である。《功次疏》に、

参照。先巡撫山西地方都察院右僉都御史今閑住常道、以風憲大臣当捐衝重任、既不克拯凋瘵以牧善良。…追原致患之本、実因首議之非。

という如く、常道が巡撫として在任した嘉靖六、七年頃の山西地方は、既述の凶作とも重なって衰微した状態にあった。夏言は、叛乱の拡大要因として、常道が疲弊した農民を救済できなかった点を指弾している。農民の疲弊は、根本的には徭役徴収問題にあり、中でも民壮の役に起因していた。というのは、嘉靖帝より事件の発生並びに拡大の原因調査を命ぜられた夏言は、「今、山西通省の民力は、此の役（辺操民壮）に苦しむ。数年以来ほとんど命に堪えず」（府治・憲臣疏）という如く、中央政府に対して、嘉靖二、三年以来の数年この方、山西の人民を疲弊せしめている苦役が、壮丁に科派される三関に番上する民壮の役である事実を報告していたからである。

初期の民壮は、衛所制度が崩壊しはじめ、明朝軍事力の減退した正統十四（一四四九）年、瓦剌（オイラート）の也先（エ

青羊村の農民起義

セン）が侵入した土木堡の変に対処するため、臨時に雇募された民兵であった(77)。しかし、弘治二（一四八九）年以後の民壮は、二十歳以上五十歳以下の壮丁を対象とし、主に丁・糧を基準に科派される全国的な徭役徴収体系に組み込まれた。その際、里数の多い大県は里ごとの定数が少く、小県は里ごとの定数が多く定められた（僉民壮法）。ただし、華北における民壮の役は、均徭中に包括されて独立の一差をなしてはいなかった(78)。

土木の変による北辺防衛体制の崩壊が民壮動員の契機となった点は、山西でも同様であった。《府治・憲臣疏》には、正統年間の非常時に編僉された山西辺操民壮の原額として、太原府六千四百十二名、平陽府八千八百三十三名、沢・潞・遼・汾・沁の五州五千九百十一名の合計二万千百五十六名が記されている。これらの民壮は、三班（弘治六年以降のことで、三班の総計は、九千ともいわれる(79)）に分けられて偏頭・寧武・鴈門の三関に番上し、操備及び関隘の修築に従事した、という。続いて同疏に、

> 原因己巳之変、辺関有警、建議編僉、無警放回。至正徳年間、提督憲臣議令分番操備、遂成長年戍守、無休息。

という如く、民壮の分番操備が定制化したのは正徳年間からであった。しかし、弘治年間以来、一家破産の恐れのある民壮の役に充当されようとする山西陝西の農民は、この役を極度に怨んだ(80)。民壮番上の定制化に伴う嘉靖初年以来の農民の破局的苦しみについては、つづいて同疏に以下のようにみえる。

> 今山西通省民力困於此役。数年以来、幾不堪命。臣聞。各州県民壮者、輪及該班、或鬻田産子女、或貸家具耕牛、以給路費。一次往返動経半歳。一夫耗費奚啻十金。則二万之衆常年所費、不下数十万計。重出於田糧科差之外。又無月糧布花之給。其苦数倍有甚於軍。況到辺関亦不能盡力禦侮、徒滋包辦役占之弊。其貧無力者則勒令修葺抜草、備極苦楚。班満之日空有皮骨而已。前項民壮之役、誠無益於辺備。

山西各州県の農民は、三年に一回の民壮の役が巡ってくれば、旅費を工面するために、田地に属する動産、息子や娘、家具、耕牛を売却しなければならない。民壮が三関まで往復するのには（「十里番休」註82）、六箇月もかかることがあり、それに要する費用は、銀十両でも足りないほどである。民壮の役は、税糧や里甲等の役を供出した上に加重される。しかも、優卹規定（税糧や雑役二丁の優免もあった(81)）は形骸化して、衣服や毎月の行糧は、（官僚に着服されて）支給されない。まして、民壮が辺関に到着すれば、異民族の防衛に精力を注げるどころか、彼らは、たちまち官僚の収奪にさらされた。経済的に余裕のある民壮は、不法な出費の割り当てや私的な労役に従事させられ、力のない貧しい者は、城壁や草の積み上げ作業にこき使われた。このため、勤務が終ったあかつきの民壮は、骨と皮だけの衰れな姿で死の淵に立たされた（従って、生きるためには

盗賊への道だけが残された）。つまり、以上の如き民壮の役は、国境の守備兵としては全く機能してはいなかった。

そこで夏言は、つづいて同疏において、山西の民困を救済するために、一省全体の辺操民壮を内地に帰還させて地方官に操練せしめる要請と同時に、特に潞州等五州の辺操民壮（一回の番上数は千七百名）は全て潞州に帰還せしめて、盗賊の防禦と県衙の建設に従事させよ、と要請した。実録によれば、嘉靖八年二月二十八日、後者の要請のうち、沢州・潞州・沁州の民壮は、潞州に設置される兵備道官の操練に服して、その半分は潞州城を守禦し、残り半分は青羊村の県衙の建設に従事することが許された(82)。しかし、前者の要請は実現しなかった。実録によれば、同年三月二十九日、太原・平陽・潞州等五州の原額民壮二万千余名を管轄するために増設された平陽・太原二府の通判各一員のうち、一員だけは裁革され（潞州等の民壮の内地帰還に見合った措置か）、且つ従来の三班制が四班制となり、行糧四斗五升の支給と雑役二丁の優免が再確認されて、民壮の負担軽減のための一定の措置はとられた(83)。だが、万暦期の潞安府にみる限り、民壮は、依然として力役であり、官僚・胥吏の収奪の対象となって、苦役であることをまぬがれてはいなかった(84)。

ところで、山西でも、嘉靖末年以降、民壮の銀納化に関する事例はかなり見られる。最初のそれは、弘治十四年八月の大同西路威遠衛に出現した。次のそれは、嘉靖四十二年六月、大同・平陽・潞安三府と沢・遼・沁・汾の四州の扣除民壮銀を秋防の兵餉銀に充当する提議として現れた(85)。しかし、それも既述のように決して一般化していたわけではない。嘉靖中葉以降の華北諸省では、民壮・快手から選抜編成された民兵の入衛が重視せられたが、それもほどなく銀納募兵化（山西では同四十一年に実現(86)）した。そして、民壮銀納化の進展は、全国的には民壮の徭役化を推進せしめる一因ともなった(87)。明末の江南では、徭役銀納化の進展に伴って、胥吏以上の特権支配階級に適用される優免の範囲が民壮銀にまで拡大される事例も出現していた(88)。

胥吏陳卿は、嘉靖三年に知県にとある徭役を科派されて、これを拒否した。既述のように、民壮の役は、当時の山西では銀十両をも調達しうる生産手段を有する農民に科派されており、しかもその再生産を破壊するほどに矛盾を激化せしめていた。他方、民壮の役は、胥吏以上に優免が適用される均徭の中に包含されていたとはいえ、当時の山西ではまだ力役として科派されていた。とすれば、陳卿の拒否した徭役は、民壮の役であると即断はできないにしても、その可能性としては十分考えられる。だが重要な点は、一般の里甲小農民が、階級的には彼らに敵対したはずの覇吏陳卿らの富強農民の惹起した徭役拒否闘争に逆に共鳴して、最後まで農民の団結した力で起義を貫徹しえ

青羊村の農民起義

たほどに、民壮の役に対する官僚（国家権力）の収奪の強化が、その存立基盤である小農民の再生産を破壊する深刻な封建的矛盾を醸成・激化せしめていた事実にある。

おわりに

以上、本事件は、潞城県青羊里の富強農民たちが徭役を拒否して知県と対立したことに発端する。その一人で、のち起義の指導者となった陳卿は、嘉靖三年、追捕に出向いた知県を殴って胥吏の職務をクビとなり、以後家族もろとも青羊山一帯に逃亡した。その後、地方官の招撫・捕盗が開始されたが、それは失敗に終っていた。同六年十月、事件解決のカギである農民の窮状の救済に理解を示さない巡撫常道が、戦功めあての武力弾圧を強行するに及び、陳卿らは一帯の里甲農民を結集して正義の戦いに立ち上った。第一次武力弾圧は、同七年二月に決行されたが、天険の要塞を楯に僅か数百足らずで一万七千余の官軍を粉砕した陳卿らは、国家叛逆罪に問われた。武力弾圧は一時影を潜め、招撫派官僚による説得・懐柔工作が展開されたが、陳卿らがこれを拒否したのは、それが農民軍を離間させ、指導者を捕えて解散させることを狙ったものに過ぎず、事件の本質に立ち返って解決の方策をさぐり、農民側との間に妥協の接点をもつものでは決してなかったからである。招撫派を妨害し、且つその失敗に勢をえた討伐派は、同年十月に三路より華北四省の官兵約四万を動員して第二次武力鎮圧を決行した。これに対しても、僅か二千足らずの陳卿らの農民軍は、最後まで果敢に応戦して敗北した。

叛乱鎮圧後の官憲の招撫のあり方には、招撫の戦功を評価された副使牛鸞の例に端的な如く、兵部の手厚い戦功規定を昇官・発財のチャンスとみて、乱に無関係な農民まで捕獲して頭かずを揃えることに励んだに過ぎない偽瞞が暴露されていた。また、夏言の招撫策、即ち乱民救済のあり方をみた場合にも、救済銀の支給や事件の本質に係わる再生産の保証が提示された後の嘉靖八年三月の時点においてさえ、招撫に服した農民は、極めて少数部分にしか過ぎなかった。従って、官憲不信に陥っていた農民たちは、乱中の第二次征討に至る間に、自らを総小甲に擬制した一種の保甲的自衛軍に編成して、いわば官賊の侵略から青羊村を防衛するために徹底抗戦しうる組織と団結の強化を維持していた。

前後数万の官軍と十万の糧餉とを投入して、やっと叛乱を鎮圧できた政府は、その遠因を除去するために、里甲の再編成、流民・流賊の入山禁止、法令の徹底化等と同時に、事件発生の根本矛盾である辺境民壮の内地帰還の措置をとり、支配機構の再編強化をはかった。乱中、乱後においてさえ、農民を結束せしめた官憲不信の怨念こそは、明朝軍事力の衰退をカバーするために当地方に力役として残存した、蒙古民族の侵略に備える

ための三関に番上する民壮の役に対して、国家・官僚の収奪が里甲小農民の再生産を破壊して彼らを盗賊行為へと追い込む（駆民為盗）、という王朝国家の徭役収取の深刻な矛盾に根源していた。生産力に乏しい寒村の農民が、階級敵の土豪＝覇吏たる陳卿の指導に共鳴して最後まで共闘しえた基盤も、そのような矛盾にあった。

要するに、青羊村の起義には、貧しい小農民が封建的徭役労働の苛酷な収奪から自己の生命と財産を守るために、連村による自衛軍を組織して、最後まで官軍（国家権力）と闘い抜いた反権力の農民的性格が看取される。

註

（1）拙稿「万暦政治における員缺の位置」『九州大学東洋史論集』4、一九七五年。

（2）『明実録』世宗・嘉靖八年二月乙未、同書・世宗・嘉靖三年四月癸丑の各条。

（3）谷口規矩雄「明代の農民反乱」岩波講座『世界歴史』12、中世6、一九七一年。

（4）西村元照「劉六・劉七の乱について」『東洋史研究』二三―四、一九七四年。李洵『明清史』人民出版社、北京、一九五六年、六一―八四頁。

（5）嘉靖『山西通志』巻三二、雑志下、野史。

（6）『明実録』世宗・嘉靖七年正月甲申の条。

（7）『明実録』世宗・嘉靖七年二月甲寅の条。

（8）『大明律』巻一四、謀叛。註10《県治疏》「昨年賊首陳卿、乃敢憑負険阻、拘留命使、糾集徒党、敵殺官軍。事雖起激成、罪有同於謀叛」。

（9）鄧球『皇明詠化類編』（隆慶刊）内寇巻之一二六、青羊山（以下《類編》と略記）。

（10）青羊村の起義に関する夏言の五つの上疏（左表参照）は、『乾坤正気集』巻二五四所収の『桂洲文集』巻三に収録されている。一連の上疏は、筆者の調査によれば、尊経閣文庫所蔵の嘉靖刊『桂洲文集』、及び内閣文庫所蔵の万暦刊『桂洲文集』の何れにも収録されていない。

（11）『明実録』世宗・嘉靖七年十月己未の条。

（12）『明実録』世宗・嘉靖四年八月丙午の条。

（13）『明実録』世宗・嘉靖七年二月甲子の条。

（14）『明実録』世宗・嘉靖七年二月己巳の条。

（15）万暦『潞安府志』巻四、建置、郡県、黎城県、国朝知県、「嘉靖時、…楊良臣」。

（16）雍正『陝西通志』巻五七、人物三、穆相。

（17）『明実録』世宗、嘉靖二年正月庚戌「給事中汪応軫上言。盗大略不過安之勝之。安之之策撫守令而已。勝之之策有六。曰離間賊党、収用豪傑、開糾告、扼険要、明賞罰以勧士、分首従以招降。…請為定例。凡一方盗起、彼此玩視不

上疏の略記	上疏の正式な名称	上呈された年月日	裁可された年月日
≪請査勘疏≫	請査勘青羊山功次及処置地方疏	嘉靖七年閏十月某日	嘉靖七年閏十月三日 ※嘉靖七年閏十月壬申（4日）
≪撫諭疏≫	入青羊山撫諭相度開設大略疏	嘉靖七年十二月二十四日	？
≪県治疏≫	開設青羊山県治疏	嘉靖八年正月二十八日	※嘉靖八年二月甲午（28日）
≪府治・憲臣疏≫	改建潞州府治及添設兵備憲臣疏	嘉靖八年正月二十八日	※嘉靖八年二月甲午（28日）
≪功次疏≫	奉勅査勘青羊山平賊功次疏	嘉靖八年二月二十六日	嘉靖八年三月癸亥（28日）

※　実録の年月日

即撲滅。以致出境流刼、則両処鎮巡以下官、俱坐罪。…報可。」

(18)　≪功次疏≫「再照。在逃通判楊良臣、已故監生李克紀、向主招撫之策未為無見。但行於敵殺官軍之後、似於国法有礙、頗駭物情。…奈何当時之人、与之争功、忌其成事。卒使二人避罪就逃、憂憤而死。但楊良臣原犯贓罪無足深惜。」

(19)　『明実録』世宗・嘉靖七年五月丙申の条。

(20)　嘉靖『青州府志』巻一四、人物、蔣暘。

(21)　『明実録』世宗・嘉靖七年六月丁巳の条。

(22)　万暦『沢州志』巻一三、宦蹟志、王朝雍、「陥賊中凡二十七日。」乾隆『朝邑県志』巻四、歴代著聞人考、王朝雍「陥賊中。賊以仁徳不忍加害。諭以威信。賊因送出。率得賊所拠要害及相扇之情。白当道曰、…賊平、如朝雍策。」

(23)　『明実録』世宗・嘉靖七年八月己巳の条。

(24)　『明実録』世宗・嘉靖七年九月丙戌の条。

(25)　同註18。

(26)　『明実録』世宗・嘉靖七年閏十月壬申の条。

(27)　請査勘疏の後半部分は、『皇明経世文編』巻二〇二、夏言「夏文愍公文集」巻一、請処置青羊山脅従居民疏、及び張萱『西園聞見録』巻八三、外編、兵部三二、戡定、前言「余子俊曰」の条に収録されている。但し、余子俊は夏言の誤りである。

(28)　光緒『淮安府志』巻二八、人物一、山陽県人物、明、潘塤。

(29) ≪功次疏≫「領兵官部下、各以数十之衆、僅能破之」。

(30) 光緒『山西通志』巻一〇三、台司、明洪武至嘉靖、陳大綱「土豪陳卿拠青羊山作乱。中外震恐。…大綱作平賊方略六篇。地形険易、断山伐木為飛梯望楼、出其背。三軍抜援而上。賊聞駭曰、官軍飛上山也。卿遂降」。

(31) 『明実録』世宗・嘉靖八年三月癸亥の条。

(32) 潘塤は、戦功第一と評価されて銀三十両・幣三襲を賜給された（註31）。招撫派の桂萼はこれを悪んだ（註72）。実はその前日、潘塤は世宗より叱責を受けたばかりであった。というのは、潘塤は河南の飢饉に際して、一省の長官でありながら、官僚主義に陥って民衆を救済できなかったからである（『明実録』世宗・嘉靖八年三月壬戌）。

(33) 『明実録』世宗・嘉靖五年正月辛亥、「（河南副使）瓚翟、熊相、贓跡狼籍」。

(34) 註70参照。

(35) ≪類編≫「牛鑾奏疏云。…常遣之軽謀妄動、輒興兵端、好事徼功、駆民為盗、誠有如桂州所論者」。

(36) 万暦『青州府志』巻一二、名宦、牛鑾

(37) ≪功次疏≫「守巡等官毘曽言。…山東槍手倶係弦戦。其在地方騒擾尤甚。而領兵者不能禁。且有要挟之言。故王応鵬慮有意外迫、不得已将京辺官軍及山西山東官兵一概賞訖」。

(38) 『明実録』世宗・嘉靖七年閏十月壬申の条。

青羊村の農民起義

(39) 嘉靖『寧波府志』巻二八、列伝三、王応鵬。

(40) ≪功次疏≫「近日招降多係山中居民。及婦人小口一概駆虜以充招降之数。全家係累挙室焚蕩、罹此慘酷、民実何辜。以此為功恐非事実。

(41) 『明実録』世宗・嘉靖七年閏十月己丑の条。

(42) 栗林宣夫『里甲制の研究』文理書院、一九七一年、二六〇頁、参照。

(43) 山根幸夫『明代徭役制度の展開』東京女子大学学会、一九六六年、六三一四頁。

(44) 宮崎市定「中国近世の農民暴動」『東洋史研究』一〇―一、一九四七年。田中正俊・佐伯有一「十五世紀における福建の農民叛乱1」『歴史学研究』一六七、一九五四年。

(45) 註42栗林著書三一頁、参照。

(46) 万暦『潞安府志』巻一九、芸文四、国朝文下、新建平順県記、礼部尚書顧鼎臣。

(47) 『明実録』世宗・嘉靖八年二月甲午の条。

(48) 同註46。

(49) 註17参照。

(50) 『明史稿』志五七、職官四、知州「属州視県。直隷州視府」。

(51) 万暦『潞安府志』巻二、建置一、封建、国朝、藩国。≪府治・憲治疏≫。

(52) 布目潮渢「明の諸王政策とその影響」『史学雑誌』五五ー三・四・五、一九四四年、三八九ー九〇頁。
(53) 『明実録』世宗・嘉靖七年十二月己卯の条。
(54) 寺田隆信『山西商人の研究』東洋史研究会、一九七二年、第五章「山西商人」の系譜。
(55) 註52布目論文三六九ー七二頁、参照。
(56) 万暦『潞安府志』巻九、風俗。
(57) 『明実録』世宗・嘉靖元年六月甲申の条。
(58) 『明実録』世宗・嘉靖七年九月甲申、十月辛丑、十二月辛巳、同八年正月己亥の各条。
(59) 『明実録』世宗・嘉靖八年二月乙未の条。
(60) 『明実録』世宗・嘉靖元年十月己丑、同二年十一月丁卯朔、同四年八月壬寅の各条。
(61) 『明実録』世宗・嘉靖元年十二月戊寅、同五年十月丁巳の各条。
(62) 『明実録』世宗・嘉靖五年八月甲子の条。
(63) 『明史』巻七五、志第五一、職官四。
(64) 万暦『潞安府志』巻三、建置二、節鎮。
(65) 万暦『潞安府志』巻四、建置、郡県、屯留県、国朝県丞、「嘉靖時。・・・何応漢」。
(66) 万暦『汾州府志』巻一一、名宦、「郭鑑。陝西咸寧人。由挙人、嘉靖二年任」。
(67) 註30参照。
(68) 弘治『潞州府志』巻一、藩府志。
(69) 註52布目論文一二七頁。
(70) 徐学聚『国朝典彙』巻一六五、兵部、寇盗、「潞城盗陳卿、初藩府長史司吏。・・・河南巡撫潘塤乃檄、・・・前後斬馘数百」。
(71) 康熙『平順県志』巻二、封域志、山川。同書巻一〇、詩、〈採芝行〉、〈青羊歌〉。
(72) 註28潘塤伝「潞州巨盗陳卿拠青陽山為乱。山西巡撫江潮常道、先後討賊無功。・・・言覈上平賊功。塤為首。桂萼悪之」。光緒『山西通志』巻八六、大事記四、明、晋乗蒐略。
(73) 『明実録』世宗・嘉靖二年正月庚戌「初、冠帯軍匠柯琳夤縁得官南京錦衣衛指揮使、与太原衛指揮僉事江昌齢等、共為奸利。矯旨科索諸郡県、贓至数十万。琳又党江彬誘武宗皇帝巡幸偏頭関、文致山西布政使胡玥、副使秦瑋罪。逮詔獄。彬伏誅。琳・昌齢等俱逃。御史張鉞捕鞫之。都察院坐琳罪当斬。昌齢等充烟瘴、永遠軍。具獄以請。詔宥琳死、発両広極辺衛、永遠充軍。昌齢等如擬。俱遇赦不宥。」
(74) 『明史』巻三〇七、列伝第一〇五、江彬。
(75) 『国朝献徴録』巻五三、南京工部二、侍郎、張鉞。
(76) 『明実録』世宗・嘉靖七年九月丙戌の条。
(77) 岩見宏「明代の民壮と北辺防衛」『東洋史研究』一九

一二、一九六〇年、一五七－八頁。

(78) 註43山根著書、一五九－六〇頁、一六五頁、一七二頁。

(79) 註77岩見論文一六〇頁。

(80) 『西園聞見録』巻七九、士兵、「倪岳（一四四四－一五〇一）曰。‥今山西陝西非無民壯之勾補。或破其家。役使致妨其業。編之尺籍、遂同世軍。今後免点、恐合家恣怨。」

(81) 佐伯富「明清時代の民壯について」『東洋史研究』一五－四、一九五七年、五三－四頁。

(82) 『明実録』世宗・嘉靖八年二月甲午の条。

(83) 『明実録』世宗・嘉靖八年三月甲子、「巡撫山西都御史劉大謨言。‥三関延袤数千里。官軍不足守、勢必取給民壯。然非藉以通判、彼所謂千夫長者特比肩民耳。豈能約束。」

(84) 万暦『潞安府志』巻九、政事五、武備、「今衛有軍、県有民壯、更番操備。真有安不忘危之意。乃穿窬窃発、未見有披纓徒救而擒獲者。‥勿令官統。官統則不免于朘削。勿令官役。官役則漸染于胥徒而為民害。‥大抵今之積習、全在朘削而兵不得一飽。又在苦役而兵不得一休。」

(85) 註77岩見論文一六四－五頁。

(86) 註77岩見論文一六六－七頁。

(87) 註81佐伯論文五九頁。

(88) 拙稿「徭役優免条例の展開と明末挙人の法的位置」『東洋学報』六〇－一・二、一九七八年、一〇六頁及び註の41・80、参照。